様式第二

自　　年　　月　　日　至　　年　　月　　日　連結事業年度分の適用額明細書

納税地				税務署処理欄	
連結親法人名					
法人番号					
事業種目		業種番号			
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円				
連結所得金額又は連結欠損金額					

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第68条の　　第　　項第　　号		円
第68条の　　第　　項第　　号		
第68条の　　第　　項第　　号		
第68条の　　第　　項第　　号		
第68条の　　第　　項第　　号		
第68条の　　第　　項第　　号		
第68条の　　第　　項第　　号		
第68条の　　第　　項第　　号		
第68条の　　第　　項第　　号		
第68条の　　第　　項第　　号		
第68条の　　第　　項第　　号		
第68条の　　第　　項第　　号		
第68条の　　第　　項第　　号		
第68条の　　第　　項第　　号		

（用紙の大きさは、日本産業規格A4）

記載要領

1　この様式は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。第3号及び第4号において同じ。）が各連結事業年度の連結所得に対する法人税につき法人税

関係特別措置の適用を受ける場合に記載すること。

2　「事業種目」の欄は、連結親法人及び連結子法人の行う事業のうち主たるものの属する業種について、次の表の事業種目の欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」の欄は、当該事業種目に対応した同表の業種番号の欄に掲げる番号を記載すること。

事　業　種　目	業種番号	事　業　種　目	業種番号	事　業　種　目	業種番号
食料品製造業	01	機械製造業	21	衣服、身の回り品小売業	43
製糸、紡績、ねん糸業	02	産業用電気機械器具製造業	22	家具、建具、じゅう器小売業	44
織物業	03	民生用電気機械器具電球製造業	23	医薬品、化粧品小売業	45
ニット製造業	04	通信機械器具製造業	24	百貨店	46
染色整理業	05	輸送用機械器具製造業	25	趣味・娯楽用品等小売業	47
その他の繊維工業	06	理化学機械器具等製造業	26	その他の小売業	49
衣服、その他の繊維製品製造業	07	光学機械器具等製造業	27	総合建設業	51
木材、木製品製造業	08	時計、同部品製造業	28	職別建設業	52
家具、装備品製造業	09	その他の製造業	29	鉄道業	61
パルプ、紙、紙製品製造業	10	飲食料品卸売業	31	道路旅客運送業	62
新聞業、出版業又は印刷業	11	繊維品卸売業	32	道路貨物運送業	63
化学工業	12	建築材料卸売業	33	水運業	64
石油製品製造業	13	家具、建具、じゅう器卸売業	34	倉庫業	65
石炭製品製造業	14	医薬品、化粧品卸売業	35	放送業、電信業又は電話業	66
ゴム製品製造業	15	機械器具卸売業	36	電気供給業	67
皮革、同製品製造業	16	鉱物、金属材料卸売業	37	ガス業又は熱供給業	68

窯業又は土石製品製造業	17	貿易業	38	その他の運輸業、運輸附帯サービス業又は水道業	69
鉄鋼業	18	その他の卸売業	39	対個人サービス業	71
非鉄金属製造業	19	飲食料品小売業	41	対事業所サービス業	72
金属製品製造業	20	織物小売業	42	映画業	73
娯楽業	74	農林業	81	銀行、信託業	87
その他のサービス業	75	漁業又は水産養殖業	82	その他の金融業	88
自動車修理業	76	金属鉱業	83	証券、商品取引業	89
その他の修理業	77	石炭鉱業	84	保険、保険サービス業	90
料理・飲食店業	78	原油・天然ガス鉱業	85	不動産業	91
旅館業	79	非金属鉱業	86	その他の産業	99

3　「連結所得金額又は連結欠損金額」の欄は、連結法人の法人税法施行規則(以下この記載要領において「法規」という。)別表一の二「1」の欄の金額を記載すること。

4　「租税特別措置法の条項」の欄は、連結法人が適用を受ける法人税関係特別措置の次の表の租税特別措置法の条項の欄に掲げる条項を記載すること。この場合において、「区分番号」の欄には当該条項の区分に応じ同表の区分番号の欄に掲げる番号を、「適用額」の欄には当該条項の区分に応じ同表の適用額の欄に掲げる金額をそれぞれ記載すること。

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	適　　用　　額
中小企業者等である連結法人の法人税率の特例	第68条の8第1項の表の第1号	10369	法規別表一の二「31」の欄の金額
	第68条の8第1項の表の第2号	10370	
	第68条の8第1項の表の第3号	10371	
	第68条の8第2項	10372	

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)第7条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「令和3年旧措置法」という。)第68条の9第1項	10620	法規別表六の二(五)「25」の欄の金額
	第68条の9第1項	10640	
	令和3年旧措置法第68条の9第4項	10621	法規別表六の二(六)「21」の欄の金額
	第68条の9第4項	10641	
	第68条の9第7項	10622	法規別表六の二(九)「14」の欄の金額
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	令和3年旧措置法第68条の10第1項(償却費)(令和3年旧措置法第42条の5第1項第1号)	10598	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄(以下この表において「特別償却限度額の欄」という。)の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(令和3年旧措置法第68条の10第1項(令和3年旧措置法第42条の5第1項第1号))	10599	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	令和3年旧措置法第68条の10第1項(償却費)(令和3年旧措置法第42条の5第1項第2号)	10600	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(令和3年旧措置法第68条の10第1項(令和3年旧措置法第42条の5第1項第2号))	10601	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	令和3年旧措置法第68条の10第1項(償却費)(令和3年旧措置法第42条の5第1項第3号)	10602	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(令和3年旧措置法第68条の10第1項(令和3年旧措置法第42条の5第1項第3号))	10603	法規別表十六(九)「8」の欄の金額

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	令和3年旧措置法第68条の10第2項	10604	法規別表六の二(十)「17」の欄の金額
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項(償却費)(第42条の6第1項第1号)	10030	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の11第1項(第42条の6第1項第1号))	10031	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の11第1項(償却費)(第42条の6第1項第2号)	10033	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号))	10034	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の11第1項(償却費)(第42条の6第1項第3号)	10036	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号))	10037	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の11第1項(償却費)(第42条の6第1項第4号)	10039	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号))	10040	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の11第2項	10042	法規別表六の二(十一)「27」の欄の金額
	第68条の11第3項	10043	法規別表六の二(十一)「36」の欄の金額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第1項(第42条の9第1項の表の第1号)	10476	法規別表六の二(十二)「28」の欄の金額

沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第1項(第42条の9第1項の表の第2号)	10477	法規別表六の二(十二)「28」の欄の金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第1項(第42条の9第1項の表の第3号)	10478	法規別表六の二(十二)「28」の欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第1項(第42条の9第1項の表の第4号)	10479	法規別表六の二(十二)「28」の欄の金額
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第1項(第42条の9第1項の表の第5号)	10480	法規別表六の二(十二)「28」の欄の金額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第2項(第42条の9第1項の表の第1号から第5号まで)	10394	法規別表六の二(十二)「41」の欄の金額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14第1項(償却費)	10605	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10606	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の14第2項	10490	法規別表六の二(十三)「25」の欄の金額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14の2第1項(償却費)	10291	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10292	法規別表十六(九)「8」の欄の金額

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の14の2第2項	10294	法規別表六の二(十四)「25」の欄の金額
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14の3第1項(償却費)	10580	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10581	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の14の3第2項	10582	法規別表六の二(十五)「19」の欄の金額
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項(償却費)	10551	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10552	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の15第2項	10553	法規別表六の二(十六)「18」の欄の金額
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	第68条の15の2第1項	10607	法規別表六の二(十七)「43」の欄の金額
	第68条の15の2第2項	10608	法規別表六の二(十七)「49」の欄の金額
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	第68条の15の3第1項	10635	法規別表六の二(十八)「27」の欄の金額
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却	令和3年旧措置法第68条の15の4第1項(償却費)	10428	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10429	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	令和3年旧措置法第68条の15の4第2項	10431	法規別表六の二(十九)「27」の欄の金額
	令和3年旧措置法第68条の15の4第3項	10432	法規別表六の二(十九)「36」の欄の金額

中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	第68条の15の5第1項(償却費)	10584	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10585	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の15の5第2項	10586	法規別表六の二(二十)「28」の欄の金額
	第68条の15の5第3項	10587	法規別表六の二(二十)「37」の欄の金額
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除)	令和3年旧措置法第68条の15の6第1項	10609	法規別表六の二(二十一)「24」の欄の金額
	第68条の15の6第1項	10642	法規別表六の二(二十四)「19」の欄の金額
	令和3年旧措置法第68条の15の6第2項	10610	法規別表六の二(二十二)「21」の欄の金額
	第68条の15の6第2項	10643	法規別表六の二(二十五)「19」の欄の金額
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却	第68条の15の6の2第1項(償却費)	10636	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10637	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の15の6の2第2項	10638	法規別表六の二(二十七)「17」の欄の金額
事業適応設備を取得した場合等の特別償却	第68条の15の7第1項(償却費)	10644	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の15の7第1項)	10645	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の15の7第2項(償却費)	10646	法規別表十六(六)「8」の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の15の7第2項)	10647	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の15の7第3項(償却費)	10648	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の15の7第3項)	10649	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除	第68条の15の7第4項	10650	法規別表六の二(二十九)「41」の欄の金額
	第68条の15の7第5項	10651	法規別表六の二(二十九)「45」の欄の金額
	第68条の15の7第6項	10652	法規別表六の二(二十九)「49」の欄の金額

再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第1号(償却費)	10614	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10615	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
特定船舶の特別償却	第68条の16第1項第1号又は令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のイ(償却費)	10623	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の16第1項第1号又は令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のイ)	10624	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の16第1項第2号又は令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のロ(償却費)	10625	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の16第1項第2号又は令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のロ)	10626	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の16第1項第3号又は令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のハ(償却費)	10627	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の16第1項第3号又は令和3年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号の中欄のハ)	10628	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	第68条の17第1項(償却費)	10504	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10505	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
被災代替資産等の特別償却	第68条の18第1項の表の第1号(償却費)	10591	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の18第1項の表の第1号)	10592	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の18第1項の表の第2号(償却費)	10593	特別償却限度額の欄の金額

	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の18第1項の表の第2号)	10594	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第68条の19第1項(償却費)	10303	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10304	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
特定事業継続力強化設備等の特別償却	第68条の20第1項(償却費)	10629	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10630	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項(償却費)	10306	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10307	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	令和3年旧措置法第68条の27第1項(償却費)(令和3年旧措置法第45条第1項の表の第1号)	10119	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10120	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項(償却費)(第45条第1項の表の第1号)	10510	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10511	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項(償却費)(第45条第1項の表の第2号)	10513	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10514	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項(償却費)(第45条第1項の表の第3号)	10516	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10517	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項(償却費)(第45条第1項の表の第4号)	10134	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10135	法規別表十六(九)「8」の欄の金額

特定地域における産業振興機械等の割増償却	所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「平成27年旧措置法」という。)第68条の27第2項の表の第1号(償却費)	10437	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(平成27年旧措置法第68条の27第2項の表の第1号)	10438	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の27第2項の表の第1号(償却費)	10653	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の27第2項の表の第1号)	10654	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の27第2項の表の第2号(償却費)	10556	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の27第2項の表の第2号)	10557	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の27第2項の表の第3号(償却費)	10543	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の27第2項の表の第3号)	10544	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の27第2項の表の第4号(償却費)	10519	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の27第2項の表の第4号)	10520	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	令和3年旧措置法第68条の27第2項の表の第4号(償却費)	10558	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(令和3年旧措置法第68条の27第2項の表の第4号)	10559	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
医療用機器等の特別償却	第68条の29第1項(償却費)	10324	特別償却限度額の欄の金額

	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の29第1項)	10325	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の29第2項(償却費)	10631	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の29第2項)	10632	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の29第3項(償却費)	10633	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の29第3項)	10634	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却	第68条の31第1項(償却費)	10330	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10331	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第68条の33第1項(償却費)	10595	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)	10596	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
特定都市再生建築物の割増償却	第68条の35第1項(償却費)(同条第3項第1号)	10449	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の35第3項第1号)	10450	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の35第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第11条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「平成31年旧措置法」という。)第68条の35第1項又は平成27年旧措置法第68条の35第1項(償却費)(第68条の35第3項第2号、平成31年旧措置法第68条の35第3項第1号ロ又は平成27年旧措置法第68条の35第3項第2号ロ)	10452	特別償却限度額の欄の金額

	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の35第3項第2号、平成31年旧措置法第68条の35第3項第1号ロ又は平成27年旧措置法第68条の35第3項第2号ロ)	10453	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「平成28年旧措置法」という。)第68条の36第1項(償却費)	10342	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(平成28年旧措置法第68条の36第1項)	10343	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
	第68条の36第1項(償却費)	10575	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第1項又は第11項(特別償却準備金)(第68条の36第1項)	10576	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	第68条の40第1項(特別償却不足額)又は第4項(合併等特別償却不足額)	10186	法規別表十六(一)「33」の欄、別表十六(二)「37」の欄、別表十六(三)「33」の欄、別表十六(五)「31」の欄又は別表十六(六)「9」の欄の金額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	第68条の41第2項、第3項又は第12項	10564	法規別表十六(九)「9」の欄の金額
海外投資等損失準備金	第68条の43第1項又は第8項(同条第1項第1号)	10187	法規別表十二(一)「16」の欄の金額
	第68条の43第1項又は第8項(同条第1項第2号)	10188	
	第68条の43第1項又は第8項(同条第1項第3号)	10189	
	第68条の43第1項又は第8項(同条第1項第4号)	10190	
中小企業事業再編投資損失準備金	第68条の44第1項	10655	法規別表十二(二)「14」の欄の金額
特定災害防止準備金	第68条の46第1項又は第6項	10193	法規別表十二(六)「11」の欄の金額
原子力発電施設解体準備金	第68条の54第1項又は第8項	10196	法規別表十二(八)「23」の欄の金額

特定原子力施設炉心等除去準備金	第68条の54の2第1項	10597	法規別表十二(九)「9」の欄の金額
保険会社等の異常危険準備金	第68条の55第1項又は第13項	10197	法規別表十二(十)「7」の欄の金額(当該金額が同表「10」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	第68条の56第1項又は第9項	10198	法規別表十二(十)「7」の欄の金額(当該金額が同表「10」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
関西国際空港用地整備準備金	第68条の57第1項	10404	法規別表十二(十一)「15」の欄の金額
中部国際空港整備準備金	第68条の57の2第1項	10464	法規別表十二(十二)「10」の欄の金額
特定船舶に係る特別修繕準備金	第68条の58第1項又は第9項	10379	法規別表十二(十三)「9」の欄の金額(当該金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	第68条の61第1項又は第8項	10202	法規別表十(三)「16」の欄の金額
	第68条の61第2項	10465	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	第68条の62第1項	10204	法規別表十(三)「43」の欄の金額
	第68条の62第2項	10466	
対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	第68条の62の2第1項	10467	法規別表十(四)「20」の欄の金額
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	第68条の63第1項の表の第1号	10207	法規別表十の二(一)「14」の欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	第68条の63第1項の表の第2号	10408	法規別表十の二(一)「16」の欄の金額
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	第68条の63第2項	10527	法規別表十の二(一)「17」の欄の金額
国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例	第68条の63の2第1項	10577	法規別表十(二)「8」の欄の金額
農業経営基盤強化準備金	第68条の64第1項	10347	法規別表十二(十四)「10」の欄の金額

農用地等を取得した場合の課税の特例	第68条の65第1項	10348	法規別表十二(十四)「43の計」の欄の金額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	第68条の70第1項又は第7項	10349	法規別表十三(四)「25」の欄の金額(当該金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第68条の71第1項又は第3項	10350	法規別表十三(四)「29」の欄の金額(当該金額が同表「31」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第68条の71第8項において準用する第68条の70第1項又は第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項	10528	法規別表十三(四)「25」の欄の金額(当該金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	第68条の72第1項又は第5項	10214	法規別表十三(四)「38」の欄の金額(当該金額が同表「44」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第68条の72第3項において準用する第68条の70第1項又は第7項	10529	法規別表十三(四)「25」の欄の金額(当該金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第68条の72第3項において準用する第68条の71第1項又は第3項	10530	法規別表十三(四)「29」の欄の金額(当該金額が同表「31」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第68条の72第3項において準用する第68条の71第8項において準用する第68条の70第1項又は第68条の72第3項において準用する第68条の71第9項において準用する第68条の70第7項	10531	法規別表十三(四)「25」の欄の金額(当該金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第68条の72第10項	10565	法規別表十四(五)「18」の欄に「換地処分等」と記載した資産の同表「14」の欄の金額
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	第68条の73第1項、第2項若しくは第7項又は租税特別措置法施行令第39条の101第5項	10215	法規別表十の二(二)「22」の欄の金額

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の74第1項	10216	法規別表十の二(二)「35」の欄の金額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の75第1項	10351	法規別表十の二(二)「38」の欄の金額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の76第1項	10218	法規別表十の二(二)「41」の欄の金額
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	第68条の76の2第1項	10219	法規別表十の二(二)「44」の欄の金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	第68条の78第1項若しくは第9項又は第68条の80(第68条の78第1項の表の第1号)	10352	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(当該金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第68条の78第1項若しくは第9項又は第68条の80(第65条の7第1項の表の第2号イ又はロ)	10532	
	第68条の78第1項若しくは第9項又は第68条の80(第65条の7第1項の表の第2号ハ)	10533	
	令和3年旧措置法第68条の78第1項若しくは第9項又は令和3年旧措置法第68条の80(令和3年旧措置法第68条の78第1項の表の第3号)	10534	
	第68条の78第1項若しくは第9項又は第68条の80(第68条の78第1項の表の第3号)	10356	
	令和3年旧措置法第68条の78第1項若しくは第9項又は令和3年旧措置法第68条の80(令和3年旧措置法第68条の78第1項の表の第5号)	10234	

	第68条の78第1項若しくは第9項又は第68条の80(第68条の78第1項の表の第4号)	10405	
	第68条の78第1項若しくは第9項又は第68条の80(第68条の78第1項の表の第5号)	10357	
	第68条の79第1項若しくは第3項又は第68条の80(第68条の78第1項の表の第1号)	10358	法規別表十三(五)「33」の欄の金額(当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第68条の79第1項若しくは第3項又は第68条の80(第65条の7第1項の表の第2号イ又はロ)	10536	
	第68条の79第1項若しくは第3項又は第68条の80(第65条の7第1項の表の第2号ハ)	10537	
	令和3年旧措置法第68条の79第1項若しくは第3項又は令和3年旧措置法第68条の80(令和3年旧措置法第68条の78第1項の表の第3号)	10538	
	第68条の79第1項若しくは第3項又は第68条の80(第68条の78第1項の表の第3号)	10362	
	令和3年旧措置法第68条の79第1項若しくは第3項又は令和3年旧措置法第68条の80(令和3年旧措置法第68条の78第1項の表の第5号)	10253	
	第68条の79第1項若しくは第3項又は第68条の80(第68条の78第1項の表の第4号)	10406	
	第68条の79第1項若しくは第3項又は第68条の80(第68条の78第1項の表の第5号)	10363	

	第68条の79第8項において準用する第68条の78第1項若しくは第68条の79第9項において準用する第68条の78第9項若しくは第68条の80又は所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第12条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「平成29年旧措置法」という。)第68条の79第8項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第1項若しくは平成29年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第9項若しくは平成29年旧措置法第68条の80	10540	法規別表十三(五)「18」の欄の金額(当該金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	第68条の81第1項又は第4項	10258	法規別表十三(六)「13」の欄の金額(当該金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)又は同表「20」の欄の金額(当該金額が同表「25」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	第68条の84第1項又は第4項	10263	法規別表十三(七)「13」の欄の金額(当該金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)又は同表「20」の欄の金額(当該金額が同表「25」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	第68条の85第1項又は第7項	10264	法規別表十三(八)「17」の欄の金額(当該金額が同表「21」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
技術研究組合の連結所得の計算の特例	第68条の94第1項	10366	法規別表十三(九)「5」の欄の金額(当該金額が同表「7」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	第68条の95第1項	10367	法規別表十(七)「27」の欄の金額
連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例	第68条の95の2第1項	10656	法規別表十(七)「31の計」の欄の金額
認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	第68条の96第1項(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人(以下この表において「認定特定非営利活動法人」という。))	10381	法規別表十四の二「26」の欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額
	第68条の96第1項(特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人(以下この表において「特例認定特定非営利活動法人」という。))	10407	法規別表十四の二「26」の欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に特例認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額
認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例	第68条の96の2第1項	10657	法規別表七の二付表六「5の計」の欄の金額
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例	第68条の98第1項	10639	法規別表十の二(三)「17」の欄の金額
社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例	第68条の99第1項	10468	法規別表十(七)「6」の欄の金額
特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例	第68条の100第1項	10382	法規別表一の二「1」の欄の金額
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例	第68条の101第1項	10368	法規別表十(七)「22」の欄の金額
転廃業助成金等に係る課税の特例	第68条の102第1項	10271	法規別表十三(十)「8」の欄の金額(当該金額が同表「7」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第68条の102第2項又は第3項	10272	法規別表十三(十)「13」の欄の金額(当該金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

	第68条の102第4項又は第6項	10273	法規別表十三(十)「17」の欄の金額(当該金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第68条の102第10項において準用する同条第2項又は同条第11項において準用する同条第3項	10542	法規別表十三(十)「13」の欄の金額(当該金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	第68条の103第1項	10275	法規別表八の二「26」の欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の同表「33」及び「34」の各欄の金額の合計額
保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例	第68条の104第1項	10566	法規別表八の二「12」の欄の金額

5　前号の場合において、連結親法人が、法人税申告書の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち法規別表一の二に定めるものの記載について、同表の書式に代え、特例別表(地方法人税法施行規則第10条第2項の規定により国税庁長官が同項に規定する記載欄を付記した法規別表一の二をいう。以下この号において同じ。)の書式によったときは、前号の表の適用額の欄に規定する法規別表一の二の各欄に相当する特例別表の各欄の金額を「適用額」の欄に、それぞれ記載すること。